

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第四条の二</u>）</p> <p>第二章〜第九章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外）</p> <p><u>第四条の二</u> この省令（第六章及び第七章の規定（第三十二条及び第三十三条の保護具に係る規定に限る。）を除く。）は、事業場が次の各号（令第二十二条第一項第六号の業務に労働者が常時従事していない事業場については、第四号を除く。）に該当すると当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下この条において「所轄都道府県労働局長」という。）が認定したときは、第二十八条第一項の業務（第二条第一項の規定により、第二章、第三章、第四章中第十九条、第十九条の二及び第二十四条から第二十六条まで、第七章並びに第九章の規定が適用されない業務を除く。）については、適用しない。</p> <p>一 事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（第五号において「化学物質管理専門家」という。）であつて、当該事業場に専属の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。</p> <p>イ 有機溶剤に係る労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の七第一項に規定するリスクアセスメントの実施に関すること。</p> <p>ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における有機溶剤による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第四条</u>）</p> <p>第二章〜第九章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

- 二 過去三年間に当該事業場において有機溶剤等による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が四日以上、労働災害が発生していないこと。
- 三 過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第二十八條の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分されたこと。
- 四 過去三年間に当該事業場の労働者について行われた第二十九條第二項、第三項又は第五項の健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたこと。
- 五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四條の二の八第一項第三号及び第四号に掲げる事項について、化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る。）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において有機溶剤による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- 六 過去三年間に事業者が当該事業場について労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に違反していないこと。
- 2 前項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする事業場の事業者は、有機溶剤中毒予防規則適用除外認定申請書（様式第一号の二）により、当該認定に係る事業場が同項第一号及び第三号から第五号までに該当することを確認できる書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- 3 所轄都道府県労働局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該申請書を提出した事業者に通知しなければならない。
- 4 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

6 認定を受けた事業者は、当該認定に係る事業場が第一項第一号から第五号までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

7 所轄都道府県労働局長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。  
一 認定に係る事業場が第一項各号に掲げる事項のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

三 有機溶剤に係る法第二十二条及び第五十七条の三第二項の措置が適切に講じられていないと認めるとき。

8 前三項の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第二十八条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間の当該事業場の作業場所に係る作業環境が第二十八条の二第一項の第一管理区分に相当する水準にある」とする。

第十三条の三 事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。）の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

第十三条の三 事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。）の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。

2 5 7 (略)

(健康診断)

第二十九条 (略)

2 5 (略)

6 第一項の業務が行われる場所について第二十八条の二第一項の

規定による評価が行われ、かつ、次の各号のいずれにも該当する

ときは、当該業務に係る直近の連続した三回の第二項の健康診断

(当該労働者について行われた当該連続した三回の健康診断に係

る雇入れ、配置換え及び六月以内ごとの期間に關して第三項の健

康診断が行われた場合においては、当該連続した三回の健康診断

に係る雇入れ、配置換え及び六月以内ごとの期間に係る同項の健

康診断を含む。)の結果(前項の規定により行われる項目に係る

ものを含む。)、新たに当該業務に係る有機溶剤による異常所見

があると認められなかつた労働者については、第二項及び第三項

の健康診断(定期のものに限る。)は、これらの規定にかかわらず、

一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。た

だし、同項の健康診断を受けた者であつて、連続した三回の同項

の健康診断を受けていない者については、この限りでない。

一 当該業務を行う場所について、第二十八条の二第一項の規定

による評価の結果、直近の評価を含めて連続して三回、第一管

理区分に区分された(第四条の二第一項の規定により、当該場

所について第二十八条の二第一項の規定が適用されない場合は

、過去一年六月の間、当該場所の作業環境が同項の第一管理区

分に相当する水準にある)こと。

二 当該業務について、直近の第二項の規定に基づく健康診断の

実施後に作業方法を変更(軽微なものを除く。)していないこ

と。

2 第三十七条 (略)

2 5 7 (略)

(健康診断)

第二十九条 (略)

2 5 (略)

(新設)

2 第三十七条 (略)

3 労働安全衛生規則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、有機溶剤作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

3 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、有機溶剤作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。